

令和5年度地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制構築モデル事業
公募要領

1. 目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、中堅・中小企業の脱炭素経営は極めて重要である。その際、普段から地域の中堅・中小企業との接点を持っている地域金融機関等や商工会議所をはじめとする経済団体その他中堅・中小企業の経営支援に携わる者等（以下「支援機関等」という。）のプッシュ型支援が効果的となる。

他方で、環境省の調査等により、企業の脱炭素経営の取組ステップ（「知る」「測る」「減らす」）のうち、各支援機関によって得意とする支援メニューの取組ステップが異なることが明らかとなっている。地域内の中堅・中小企業に対し脱炭素経営を普及・浸透させるためには、地方公共団体及び支援機関等が中心となった地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制を構築することが有効となる。

本事業ではこうした状況を踏まえ、地域ぐるみでの中堅・中小企業に対する脱炭素経営支援体制の構築と地域ぐるみでの支援体制における中堅・中小企業への支援メニューの拡充を図り、先進的なモデル事例を創出することを目的とする。

なお、本事業に関する事務運営は、環境省より委託を受けた「PwCコンサルティング合同会社」（以下「事務局」という。）が実施する。

2. モデル事業の内容

2.1. 公募の対象

地域内の中堅・中小企業の脱炭素経営促進に取り組む団体を公募の対象とし、10件の採択とする（応募状況等により調整する可能性あり）。申請者は地方公共団体又は支援機関等とする。ただし、地方公共団体及び支援機関等が共同で提案すること、複数の地方公共団体と共同で提案することを妨げない。共同申請を行う場合には、代表申請者となる地方公共団体又は支援機関等を定め、申請内容の取りまとめや、採択後の運営管理をすることとする。申請者に共同申請者がいない場合であって、想定しているモデル事業の実施に連携して取り組む者（連携実施者）がない場合は、1.に照らして本事業の対象とならない。

2.2. モデル事業の支援内容

本事業では、申請者が地域ぐるみでの支援体制の構築及び中堅・中小企業への支援メニューの拡充に該当する取組について申請し、採択された場合、その実施に際し事務局が支援を行う。この際、事務局が支援を行うのは申請者として記載のある地方公共団体及び支援機関等に限る。支援内容としては、以下を想定している。

① 地域ぐるみでの支援体制の構築

地方公共団体及び支援機関等の連携が重要と考えているが、連携に向けた効果的な議論ができていない、あるいは、地域内の中堅・中小企業のニーズが不明瞭であり、地方公共団体及び支援機関等が取るべきアクションの検討が進んでいない、といった課題解決に向け、支援体制の在り方検討やステークホルダーの巻き込みなどを通じて、地域内中堅・中小企業への脱炭素経営

普及と地域課題の解決の同時達成を目指した地域ぐるみでの支援体制構築を支援する。

(モデル事業での支援例)

地域ぐるみでの支援体制の構築に向けた論点整理、地域のステークホルダーとの事業アイデアの検討、支援体制構築に向けた研究会のファシリテート・会議運営補助、地域課題の特定や取組の波及効果の分析、地域内の中堅・中小企業のニーズ調査、サプライヤー現状調査 など

② 中堅・中小企業への支援メニューの拡充

地域ぐるみでの支援体制が構築されている地域において、支援機関等との連携が不足している、あるいは、支援機関等のサービス内容強化が必要である、といった課題解決を目指し、地方公共団体及び支援機関等が利用する支援コンテンツの作成や、支援メニューの拡充に向けた、脱炭素経営を促進するためのサービスを提供する事業者等（以下「専門機関」という。）とのマッチングに係る検討・実証を支援する

(モデル事業での支援例)

セミナー開催支援、ワークショップ設計・ファシリテート、中小企業との対話用のCO2排出量算定コンテンツ作成、GHG排出量の定量分析、GHG排出量算定ツール提供に係る実証、中小企業との対話用の目標設定コンテンツ作成、ワークショップ設計・ファシリテート、削減目標設定、地域の中堅・中小企業のSBT認証取得支援の伴走支援、省エネ診断等のコンサルティング提供に係る実証、SSLを利用するための第三者認証に係る実証、地域内排出量取引制度の立上げに向けた検討、脱炭素経営に関する取組インセンティブ制度設計支援、イベント設計・ファシリテート、効果の分析 など

- ※ なお、上記はあくまで一例であり、地域の実情に応じて中堅・中小企業の脱炭素経営促進に向けた自由な提案を求めるものである。ただし、調査・検討のみではなく実効性のある取組であることを要件とする
- ※ 本事業終了後も、継続して実施されることが見込まれるもの、更なる発展や他の地域への展開が期待されるものを優先的に採択する。
- ※ なお、事業実施の前に計画内容についての事前調整を図る場合がある。

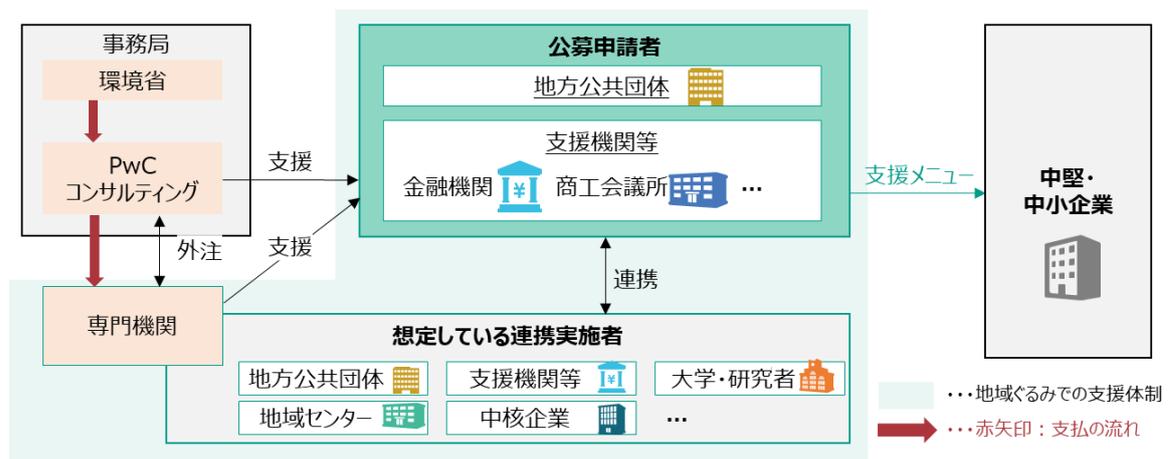
2.3. 支援対象費用

本事業における支援は、1件あたり上限3,000万円（消費税込）の事業費（事務局の検討・調査等による人件費等を含む）とする（応募状況等により調整する可能性あり）。

本支援により発生する費用等は、事務局より支払を行う。（申請者において費用の徴収及び支払事務は発生せず、事務局から申請者への支払もないものとする。）
具体的には、例えば次の費目が該当する。

- 会議・調整のための費用（例：旅費、交通費、宿泊費、諸謝金、会場費等）
- 広報・PRのための費用（例：ポスターやパンフレット等の印刷費等）

- 支援メニューの実証のための費用（例：専門機関への外注費等）
 - その他の必要と認められる費用（例：アンケート調査費用等）
- ※ 事業終了後に財産となる支出、単価が5万円（消費税込）を超える物品の計上は不可とする。
- ※ 事務局や専門機関の役割はあくまで支援であり、申請者が取組を主導することが必要。
- ※ 外注可否及び内容・費用は環境省—事務局で精査を行う。事務局から申請者への外注は不可とする。その他、事務局からの外注が不可となる場合もあるが、その場合でも採択された事業を実施することが応募の前提となる。



支援スキーム図

2.4. モデル事業の実施期間

2023年7月（仮）（採択後）～2024年2月

※本モデル事業等の実施に際して、採択された地方公共団体及び支援機関等との意見交換会を2回程度開催する予定。

※2024年2月に成果発表会を開催する予定。

3. 応募方法

3.1. 応募方法

本事業を希望する地方公共団体及び支援機関等は、申請書に必要事項を記載し、PDF化したファイルを提出期限までに、下記提出先に電子メールにて提出すること。

提出された申請書は本支援の採択に関する審査、及び採択後の支援メニューの検討以外の目的には使用しない。

3.2. 申請書受付期間

令和5年5月9日（火）～令和5年6月6日（火）17時（必着）

3.3. 申請書提出・問合せ先

地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制構築モデル事業事務局（PwCコンサルティング合同会社）

4. 審査

4.1. 審査基準

次の評価項目を踏まえて各申請内容を総合的に評価し、取組内容や対象となるテーマ、地域バランス等を勘案しつつ、採択先を選定する。必要に応じて、申請書を提出した申請者には事務局から、申請書の内容に関する問合せやヒアリングを行う場合がある。（審査及び審査内容は非公開）

【評価項目】

- ・全体像
 - 地域ぐるみで中堅・中小企業への脱炭素経営支援に取り組むことの意義が明確になっているか
- ・地域ぐるみでの支援体制
 - 申請者の役割が明確で、内部の実施体制が確保されているか
 - 地域ぐるみでの支援体制構築にむけ、ステークホルダーを巻き込んだ体制となっているか
 - 支援体制にモデル性があり、他地域への展開の可能性が期待できるか
- ・中堅・中小企業への支援メニュー
 - 申請者が行う地域内の中堅・中小企業への脱炭素経営支援を補完する支援メニューとなっているか
 - 想定する支援対象費用（内容及び金額）は妥当であるか
 - 支援メニューにモデル性があり、他地域への展開の可能性が期待できるか
- ・PDCA
 - モデル事業の成果目標が具体的に設定されているか
 - モデル事業終了後も持続可能な地域ぐるみでの支援体制が期待できるか

4.2. 審査・選定結果の通知

審査・選定結果（採択又は不採択）は、審査・選定の終了後、事務局からすべての申請者に速やかに通知する。また、採択された事業については、申請者名、事業概要等の公表を予定している。

5. その他、免責事項等

- 1) 申請書を提出した地方公共団体及び支援機関等は、本支援の採択に関する審査、及び採択企業に対する支援メニューの検討のため、申請書に係る情報が環境省のほか、PwCコンサルティングにも共有されることに同意すること。
- 2) 本事業に関する参加地方公共団体及び支援機関等の交通費等は、参加地方公共団体及び支援機関等が負担すること。
- 3) 本事業において作成した資料の著作権は環境省及びPwCコンサルティングに属し、参加企業は非独占的使用権を許諾されるものとする（複製、改変に関しては自己利用のみ可能）。

- 4) 本事業において、環境省及びPwCコンサルティングに提供された企業情報及び個人情報については、本委託事業の遂行に必要とされる範囲に限り、環境省及びPwCコンサルティングと提携先が使用することに同意すること。
- 5) 必要に応じて、PwCコンサルティングと秘密保持契約を締結した上で本事業に参加することができるが、契約書の文言についてはPwCコンサルティングが提示するフォーマットをベースに協議の上、決定すること。
- 6) 本事業に著しい支障を与えると判断される場合においては、本支援を中止する場合がある。
- 7) 本事業に関わる全ての組織及びその役員等が、暴力団又は暴力団員でないこと、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないことについて、確約したものとする。万一、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合は、支援を中止する。

以上